

疋を擧げて、右の人馬敷を、役町十一ヶ町、家數八百五十
九軒の者が勤めた事となつてゐる。即ち

與次右衛門

一、御傳馬百疋

一、人足百人

右者御役町十一町、家數八百五十九軒之者、馬役人足

人馬役地之分 間口割

役共相勤申候

六十一間半 但し五百五十三坪

右之通相違無御座候以上 岡崎宿問屋

町年寄

正徳三癸巳年二月

助十郎

平七郎

四郎次

新右衛門

庄右衛門

茂左衛門

附記 本稿中に引用せし資料は岡崎市史第四卷に據つた

違式註違條例に觀えたる 道路交通取締法規

田 口 二 郎

人類が協働 (Zusammen wirkung) して社會生活を營む

係の必然的要請 (Postulat) として生活資料、人體、人の

動物である以上、如何に未開の時代に於ても、其の相互關

意識の場所的移轉、即ち交通現象の存在し得ることは、誠

に觀易き道理である。而して交通には陸上、水上、空中の三態様を考ふる事が出来るのであるが、之を發生的に觀るならば人間が立つて歩くものである爲、先づ最も早く發達したのは陸上交通であると云へよう、人文の進むに隨つて、此の陸上交通の需要に應ずべく所謂道路としての設備が生れる。こうなると勢、地表の限られた部分である道路に、交通の目的の爲多數の人が競合することゝならざるを得ない、従つて國家をなした社會に在つては、道路自體の保全、危険の防止、其の他安寧秩序保持の爲、人の自然的自由を制限する所謂警察上の必要から道路交通に對する取締法規を制定せねばならないことになるのである。

さりながら、我國に於ける過去の法制を顧れば、文化の程度低く、道路交通と云ふ觀念が確立してゐなかつた爲か之等法規の觀るべきものが誠に少い。されど時は進み、黒船渡來して鎖國の夢破れ、維新の大業成つて、世界に豪華を誇る我國近代文化建設の基礎と爲つた明治初年に至つては歐洲文化の輸入に刺激され、經濟取引も次第に敏活を加

へ來り明治六年八月大藏省番外達河港道路修築規則制定の當時には、道路交通の觀念も相當發達して來たものと觀えて同六年七月十九日太政大臣三條實美の名を以て布告された違式註違條例には、可成多くの道路交通取締規定が存在してゐた。

違式註違條例は、其の布告書に「各地方違式註違條例別冊之通被定候條此旨布告候但地方之便宜ニ依り斟酌増減之廉ハ警察寮へ可伺出且條例揭示之義モ同寮之指揮ヲ可受事」と在り、又其の第百五條には「凡違式註違の罪は警察上の微罪にして例に照し處斷するに至らざる者とす罪目中律例に類似する條件ありと雖も抵觸することなかるべし」と規定されてゐる通、交通取締の爲のみならず一般警察上の目的を以て定められた法規であつて、あたかも現行の警察犯處罰令の様な役目を持つてゐたのである、而かも其の中には前に述べた如く、道路交通に關する取締法規と目すべきものが相當多いのみならず、現行の内務省令たる道路取締令や、警察犯處罰令の規定に類似するものがある。

此の條例は百五箇條より成り、第七條乃至第五十二條までを違式罪目とし、第五十三條以下を註違罪目としてあつて、第一條乃至第六條は總則的規定であり、右兩罪目に對する刑が定められてゐる。

第一條 違式の罪を犯す者は七十五錢より少からず百五十錢より多からざる贖金を追徴す

第二條 註違の罪を犯す者は五錢より少からず七十錢より多からざる贖金を追徴す

第三條 違式註違の罪を犯し資力なき者は實決する事左の如し

一 違式答罪

一十より少からず

二十より多からず

一 註違拘留

一日より少からず

七日より多からず

但し拘留の罪と雖も適宜懲役に換ることあり

るべし

第四條 違式並註違の罪により取上ぐべき物品は贖金を科する外別に没收の申渡しを爲す可し

第五條 違式註違の罪を犯し人に損失を蒙らしむるときは先づ其の損失に當る償金を出さしめ後に贖金を命ずべし

第六條 違式の罪目を犯すと雖も情狀輕き者は減等

して註違の贖金を追徴し註違の罪を犯すと雖も重

きは加等して違式の贖金を追徴す可し其犯す處極

めて輕きはたゞ呵責して放免することある可し

第一條乃至第三條に依れば違式は註違よりも其の刑が重
い、第四條は現行刑法の附加刑に當る没收を規定し、第五
條は損害賠償請求の私訴を優先せしめた親切な規定であり
又第六條は刑の加減例に關する規定である。以下兩罪目中
より道路交通取締法規の性質を有すると思はるゝものを拾
つて觀よう。

違式罪目

第十條 往來又は下水外河中等へ家作並孫庇等を自

在に張出し或は河岸地除地等へ願なく家作する者

之は道路及交通保全の目的に依る沿道の土地に於ける作爲の制限であつて、道路法第四十九條後段と同様の趣旨に基いてゐるものと觀るべきであらふ。

第十八條 乘馬して猥りに驅馳し又は馬車を疾馳し

て行人を觸倒す者但し殺傷する者は此限にあら

ず

此の時代には、こんな亂暴者があつたのかも知れないが現行道路取締令第二十四條は「道路ニ於テ乘馬又ハ諸車運轉ノ練習ヲ爲スヘカラス」と規定し、非常に其の言ひ方が穩かになつてゐる。されど道路交通上の危険を防止せんとする趣旨は彼此別に變りが無いのではなからふか。

第二十一條 夜中無燈の馬車を以て通行する者

之は今日でも別に變りの無いこと、當時の社會に於て道路交通機關中の王座を占め最も危険の多い馬車を以て代表させたのであらふが、現在ならば、さしづめ自動車と云ひ

たい處であらふ。道路取締令第八條の「牛、馬、諸車等ハ夜間燈火ヲ用キスシテ通行スヘカラス」に相當する。

第二十四條 戲に往來の常燈臺を破毀する者

今日の街路照明其の他道路照明設備は交通上重要な役割を持つてゐるのであつて、之を損壞されることに依つて、如何なる交通事故が突發するかも謀り知れない、従つて道路照明損壞の罪は相當重く處罰されべきであると言はねばなるまい。されど現行法上特に之を取扱つたものはなく、刑法往來妨害罪の章中にも此の事は規定されて居らない。先づ器物毀棄罪として刑法第二百六十一條に問疑する外はあるまい、それはともあれ明治初年既に此の様な法規が在り、然かも重い方の違式罪目中に存することは寧ろ不思議の感が無いでもない。

第二十五條 馬及び車留の掲示ある道路橋梁を犯し

て通行する者

現行法に此の通の規定は無いが、地方長官は危険豫防上其の他公安上必要と認むるときは、道路の通行を禁止又は

制限し警察官吏も同様の場合に一時通行の禁止、制限處分を爲し得ることになつて居り、之に違反した者は拘留又は科料に處することになつてゐる（道路取締令第十八條、第二十八條）ので、此の規定も先づ現行法と大差が無いと云ふべきではあるまいか。

第二十八條 本街並郡中街道筋人家普請或は修覆を

加ふる節溝洫の外或は溝中へ無願板圍ひする者

本街は街路とまで行かなくても人家連櫓せる道路であり郡中街道は然らざるものを指すのである。此の規定の趣旨は前に述べた第十條と大同小異、即ち道路及交通保全の必要に基く沿道に於ける作爲の制限と觀てよからふ。道路法第四十九條及道路取締令第三十一條の規定に依り各地方長官は沿道の区域内に於ての家屋建築等に關して、出願の上許可を受くべきことを定めてゐるが、夫れが丁度此の規定に相當するのである。

第三十七條 道敷内に菜蔬豆類を植或は汚物を積往來を妨ぐる者

現代に於ては道路敷内に菜蔬豆類を植へる様な非常識者はあるまいが、汚物を堆積して交通妨害を爲す様なことは無いとも限らない。警察犯處罰令には其の第二條十二號に「公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者」と言ふ、極めて廣い規定があるので、右の様な事項は之で取締ることが出来る。

第四十五條 往來にて死牛馬の皮を剥ぎ肉を屠る者
今日道路上で斯の様なことを爲されては大變であるが、幸にそんな無法者は無い、若し有りとすれば交通妨害の甚しきものであり、前記警察犯處罰令第二條十二號に依つて處分されるであらふ。

註釋目

第五十三條 狹隘の小路を馬車にて馳走する者

當時の道路交通機關としては最も大型な馬車で小路を走るのは危険と認められるので、交通事故の發生を豫防しようとして云ふのであつて前に述べた第十八條よりは稍々態様の

輕きものを律する趣旨であると觀るべきではあるまいか。

第五十四條 夜中無提燈にて諸車を曳き又は乘馬する者但陸海軍の諸兵非常の警戒ある時は勿論平日隊伍を組夜陰行進及定制ある徽章の服帽着用の節は單騎と雖も此限にあらず

前に述べた第二十一條は無燈で馬車を驅らせる場合で、今日ヘッドライト無しで自動車を運轉するのに相當し、本條は無燈で車を曳き或は乘馬する場合であつて交通の危険性も前者よりは遙かに少い、従つて刑の輕い誣違罪目中に規定されたものであらふ。又本條には但書の例外規定があるが、第二十一條にはそれが無い、之に依つても如何に當時の社會に於て馬車が道路交通機關として重視せられてゐたかと窺はれる。

第五十五條 斟酌なく馬車を疾驅せしめ行人へ迷惑を掛けし者

之も當時に於ける高速度交通機關たる馬車に對する規定であつて、濫りにスピードを出し通行人を恐怖せしめる様

な場合であるが、交通事故豫防の上から觀て相當效果ある規定であつたらふと思はれる。現行自動車取締令第三條の速度限定の規定や、道路取締令第七條の諸車除行に關する規定と同様の使命を持つてゐたものと云へよう。

第五十六條 馬車及び人力車荷車等を往來に置き行人の妨をなし及び牛馬を衝衡に横たへ行人を妨げし者

之は今日でもよく有ること一寸した不注意で、主觀的に大した悪意はなくとも、之に因り惹起される交通事故には恐るべきものが有り、又道路の交通機能を阻害するものであるから之を取締らうと云ふのであつて、警察犯處罰令の前示第二條十二號が極めて本條に類似してゐる。

第五十七條 禽獸の死する者汚穢の物を往來へ投棄する者

衛生警察等の立場から生ずる規定であらふが、通行者に不快の感を與へる點から觀れば、交通取締の客體ともなり得る行爲である。若し交通妨害の程度に達すれば前に説明

した第三十七條と大差なく、現行法に依れば警察犯處罰令の前述第二條十二號が取締る處であり、又交通妨害とまで行かなければ同令第三條十號「濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者」と言ふ規定に依つて取締ることが出来るのである。

第五十九條 荷車及び人力車行逢ふ節行人に迷惑を

かけし者

車馬が道路上に於て行逢ふ場合には相互接觸の危険があり又路面を廣く占めるが爲に歩行者等に危険と不自由とを感ぜしめるものである、道路幅員が狭ければ一層其の感が深い。本條は斯ることを避けしめる様、注意するの趣旨であつて、言外に交通道德を示してゐると考ふべきではあるまいか。道路取締令は第一條に於て「道路ヲ通行スル者ハ左則ニ依ルヘシ」と規定し、冒頭に交通道德の大原則を示し第四條に「牛、馬、諸車等行逢フトキハ互ニ左方ニ避讓スヘシ」と定めてゐて立法技術上より觀れば、著しき進歩を表はしてゐるが、其の精神に於ては本條と異なる處がない

と云ふべきではなからふか。

第六十一條 市中往來筋に於て便所に非ざる場所へ

大小便する者

往來で立小便すると罰金だと三歳の童兒も口にする處であるが、立つと立たざるとを問はず、又小のみならず大便も同様である。警察犯處罰令第三條三號「街路ニ於テ尿屎ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者」が之に相當する、「爲サシメタル者」と云つて幼兒等の場合には附添の保護者が處罰されるのであるが、本條はそこまで言つてゐない。「市中往來筋に於て」と云つた處は眞に味はうべきだと思ふ、警察犯處罰令も「道路」と言はずに「街路」と言つてゐる、勿論街路構造令の規定する街路のみを指すのではなく、大小都市其の他人家連櫓せる場所等に於ける道路であつて、社會觀念上普通の道路と區別さるべきものゝ意である。

第六十七條 往來の常燈を戲に消滅する者

前に述べた第二十四條は常燈設備を破壊する場合であるが、本條は、夫れよりも態様の軽い單に燈火を消した場合

を規定したものである、之を取締らんとする精神は前者の場合と何等異なる處が無いのであつて、之に相當する現行法としては警察犯處罰令第二條二十八號に「濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者」といふのがある。

第七十條 荷車及び人力車等を並べ挽きて通行を妨

げし者

二、三人の人力車夫が容を乗せた車を並んで挽き、雜誌を交しながら馳けた、今日から觀れば極めて悠長な時代、こんな規定があつたのも無理はなからふ。交通道徳を暗示する點、前述第五十九條と同様である。

第七十七條 酔に乗じ又は戲に車馬往來の妨害をな

す者

之又交通妨害の惡戯者を取締らんとするものである。警察犯處罰令第二條十一號が「公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者」と規定してゐるのは、必ずしも交通警察上の必要の爲のみではな

いが、本條に相當する効果を收め得るものと云へよう。

第八十六條 往還の並木及び苗木を徒に害する者

並木は古より行路者に慰めを與ふるものとして重要視されてゐたものであり、之を保護する爲に斯る規定の必要があつたのであらふ。現行道路法に於ても、並木は道路の附屬物であり、道路管理者と雖も濫りに之を伐採し得ざることとし（道路維持修繕令第十三條）保護に努めてゐるのであつて、之に對する惡害は一般刑法の支配する處であらふ。

者

第九十八條 總ての標柱に牛馬を繋ぎ或は破毀する

者 現行道路取締令に於ても並木、道路元標、里程標、道路標識等に牛馬を繋ぐことは之を禁止してゐる（同令第十一條）

第九十九條 橋柱に舟筏を繋ぐ者

之は河川交通の障礙を防ぐ意味を有してゐるのであらふが、又一面橋梁の破損を來す虞があるので之を保護する爲の規定、即ち警察犯處罰令「第三條十六號橋梁又ハ堤防ヲ損壞スル虞アル場所ニ舟筏ヲ繋キタル者」と同じ趣旨のもの

のとも觀ることが出来ると思ふ、從て道路取締法規の中に敷へることは強ち無理ではなからふ。

第一百四條 往來並木の枝に古草鞋等を投掛る者

斯る行爲は交通妨害とまでは行かないが、行路者に清新の感を與へ旅路の疲を慰める並木の美觀を害するのみならず、並木を枯損せしめるの虞もあるので之を取締る趣旨であらふが、並木の根本で旅の疲を休め、切れた草鞋を履き換へて、古草鞋を並木の枝に投掛、ブラ／＼鼻唄でも歌ひながら出かける様な呑氣な旅行者の多かつた當時の社會相を物語つてゐて誠に面白い。

以上述べ來つた處を顧れば違式罪目も註違罪目も其の規定する處は大同小異であつて、只註違罪目の方が多少態様が軽く、從て制裁も輕いと言ふことになるのである。

右に披萃したものは何れも性質上道路交通取締法規と認められるものゝみであるが、其の外道路又は交通に多少なりとも關係ありと思はれる規定には左の如きものがある。

違式罪目

第二十九條 市中町々家作をなす者は町並一間引退

き可建を背く者

第三十八條 市中糞尿運搬鑑札所持にて薬水を用る

者は午前十一時三十分限りとする

註違罪目

第六十條 下掃除の者蓋なき糞桶を以て運搬する者

第六十二條 市中糞尿運搬無鑑札で薬水を用ひず運

搬する者は日の出一時前に限るを犯す者

第六十五條 往來筋の號札又は人家の番號名札看板

を戲に破毀する者

第七十一條 牛馬牽綱三尺に限るを背く者

第八十五條 渡船にて不當の賃錢を取り或は等閑に

行人を待しめ用便を妨ぐる者

第八十七條 渡船橋梁の賃錢を不拂して去る者

第九十條 行人に合力等を申掛る者

第九十五條 行人に強て車馬駕籠等を進め過言を申

掛る者